

条 例 見 直 し 調 書

|           |   | 作成年度   | 令和元年度                           | 次回見直し予定 | 令和6年度  |
|-----------|---|--|---------------------------------|---------|--|
| 条 例 名     | 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例   |  |                                 |         |  |
| 条 例 番 号   | 昭和60年神奈川県条例第30号   | 法 規 集  | 第15編第3章第2節                      |         |  |
| 所 管 室 課   | 警察本部警務部警務課  |  |                                 |         |  |
| 条 例 の 概 要 | 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の規定に基づき、警察官の職務に協力援助した者の災害給付を行うために必要な実施機関、給付の範囲、金額、支給方法等を定めている。                             |  |                                 |         |  |
| 検 討       | 視 点   | 検 討 内 容  |                                 |         | 備 考  |
|           | 必要性<br>（現在でも必要な条例）  | 本条例は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の規定に基づき、警察官の職務に協力援助した者の災害給付を行うために必要な実施機関、給付の範囲、金額、支給方法等を定めたものであり、必須の条例である。 |                                 |         |  |
|           | 有効性<br>（現行の内容で課題が解決できるか。）   | 災害給付の執行に関する事務手続は、本条例に基づいて適切に行われており、有効に機能している。  |                                 |         | 認定件数<br>・平成26年度 2件<br>・平成27年度 0件<br>・平成28年度 3件<br>・平成29年度 3件<br>・平成30年度 3件 |
|           | 効率性<br>（現行の内容で効率的といえるか。）  | 県が行う給付について、実施機関、その権限等必要な事項を定めており、本条例により災害給付が効率的に行われている。  |                                 |         |  |
|           | 基本方針適合性<br>（県政の基本的な方針に適合しているか。）   | 警察官の職務に協力援助して負傷等をした県民の損害等を補償するものであり、「犯罪や事故のない安全で安心なまちづくり」を掲げる県の総合政策である「かながわグランドデザイン」に適合している。             |                                 |         |  |
|           | 適法性<br>（憲法、法令に抵触しないか。）  | 警察官の職務に協力援助した者が受けた災害について必要な給付を行うことを法律の規定に基づいて制定しているもので、憲法、法令等に抵触しない内容である。                                |                                 |         |  |
|           | その他   |  |                                 |         |  |
| 見直し結果     | ① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。<br>② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。<br>③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。<br>④ 改正及び運用の改善等を検討する。<br>⑤ 廃止を検討する。 |  | 理 由 等<br>現行条例の運用上の課題は見受けられないため。 |         |  |